

# 市民活動情報

北海道立市民活動促進センターは、営利を目的としない、地域の様々な課題を自ら解決しようとする道内の市民活動を応援しています。

## 特集

## NPO法人の皆様へ NPO 法改正に伴う留意事項

前号では、NPO 法改正関連情報として、法改正の背景・目的、概要についてお伝えいたしました。今回は、法改正に伴う留意事項についてご紹介します。すでに手続きを済まされている法人も多いと思いますが、重要な事項なのでご紹介いたします。

NPO法人の皆さんは定款を確認してください。  
法改正に伴い定款の変更が必要になる場合がありますので十分ご注意ください。

### 1 定款の変更が必要となる場合について

#### (1) 「特定非営利活動の種類」に係る活動分野の追加 (別表 (法第2条関係))

改正NPO法では、特定非営利活動促進法別表 (第2条関係) について、これまでの17の活動項目に加え「観光の振興を図る活動」、「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」、「前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」が追加されました。

したがって、定款に新たな分野を追加する場合や、定款上当該条項が活動分野の号数のみで整理された場合で、本改正により当該分野の号数が変更された場合については定款を変更する必要があります。

例えば、定款例1の場合は改正に伴う定款変更の必要はありませんが、定款例2及び3の場合は定款変更を行う必要があります。

参考：別表 (特定非営利活動促進法2条第1項関係)

平成24年3月31日以前	平成24年4月1日以降
1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2 社会教育の推進を図る活動	2 社会教育の推進を図る活動
3 まちづくりの推進を図る活動	3 まちづくりの推進を図る活動
4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	4 観光の振興を図る活動
5 環境の保全を図る活動	5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6 災害救援活動	6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7 地域安全活動	7 環境の保全を図る活動
8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	8 災害救援活動
9 国際協力の活動	9 地域安全活動
10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11 子どもの健全育成を図る活動	11 国際協力の活動
12 情報化社会の発展を図る活動	12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13 科学技術の振興を図る活動	13 子どもの健全育成を図る活動
14 経済活動の活性化を図る活動	14 情報化社会の発展を図る活動
15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	15 科学技術の振興を図る活動
16 消費者の保護を図る活動	16 経済活動の活性化を図る活動
17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
	18 消費者の保護を図る活動
	19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
	20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

#### (定款例1)

※条文で整理された例

#### (特定非営利活動の種類)

第〇条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条第1項別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 地域安全活動

#### (定款例2)

※法の号数及び条文で整理された例

#### (特定非営利活動の種類)

第〇条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条第1項別表第3号(まちづくりの推進を図る活動)及び第9号(地域安全活動)に該当する特定非営利活動を行う。

#### (定款例3)

※号数のみで整理された例

#### (特定非営利活動の種類)

第〇条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条第1項別表第3号及び第9号に該当する特定非営利活動を行う。

# NPO 法改正に伴う留意事項

## (2) 会計用語及び書類の変更 (法第27条)

NPO法人が作成すべき会計書類及び会計用語が変更となりました。

「収支予算」は「活動予算」に、「収支決算」は「活動決算」に、「収入」は「収益」に、「支出」は「費用」に、「収益」は「利益」に、「収支計算書」は「活動計算書」に変更となります。(※利益とは、収益から費用を引いたもの)

## (3) 定款の変更 (法第25条第3項、第6項)

定款の変更について、所轄庁の認証を要しない事項が追加されました。

(特定非営利活動法人の手引「設立編」(平成24年4月)の定款例第51条を参考にしてください。)

## (4) 総会の決議の省略 (法14条の9)

総会に係るみなし決議の制度が追加されました。

(特定非営利活動法人の手引「設立編」(平成24年4月)の定款例第30条第3項を参考にしてください。)

「みなし決議」とは、理事または社員が、社員総会の目的にある事項について提案した場合、その提案について社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、社員総会で可決の決議があったものとみなすことができることです。

平成24年3月31日以前	平成24年4月1日以降
<b>次の軽微な事項に関する定款の変更</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)</li> <li>・資産に関する事項</li> <li>・公告の方法</li> </ul>	<b>次の事項に関する定款の変更</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)</li> <li>・資産に関する事項</li> <li>・公告の方法</li> <li>・役員の定数に関する事項</li> <li>・会計に関する事項</li> <li>・事業年度</li> <li>・解散に関する事項(残余財産の帰属先に関する事項を除く)</li> <li>・法第11条各号に掲げる事項以外の事項</li> </ul>

## 2 その他

### ◎ 登記事項の変更について (法第16条、組合等登記令第2条関係)

従前は、登記上はすべての理事が代表権を有していたため、理事全員の登記が義務付けられていましたが、改正NPO法及び改正組合等登記令により、理事であっても代表権を有しない者については、登記を行う必要がなくなりました。

したがって、改正後、定款上一定の代表権の制限がされている場合、若しくは今後代表権の制限に関する定款変更を行った場合には、当該代表権の範囲又は制限に関する定めを登記する必要があります。

定款を確認の上、必要な手続きをしてください。

平成24年3月31日以前	平成24年4月1日以降
理事全員を登記	定款に理事の代表権を制限する規定を設けた場合、代表権を持つ理事のみを登記

#### ケース1：代表権を制限する場合 (法務局で役員の登記変更が必要)

定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」等の記載がある場合は、理事長が代表権をもち、他の理事は、代表権が制限されています。

また、複数の理事に代表権をもたせている旨記載のある場合も同様です。

#### ケース2：代表権を制限しない場合

定款に代表権を制限する旨の記載のない場合、若しくは定款に「すべての理事は、この法人を代表する」等の記載がある場合です。

# NPO 法改正に伴う留意事項

ここからは、法改正に伴って所轄庁への提出書類の変更等について、お伝えします。

## 【提出書類の変更等】

- 定款変更届出書の添付書類の追加**（法第25条第6項）  
 定款変更の届出時に添付する書類として、新たに「定款の変更を決議した社員総会の議事録の謄本」及び「変更後の定款」が追加されました。
- 定款の変更の登記完了提出書の提出**（法第25条第7項）  
 変更内容が登記事項である場合は、変更内容の登記完了後に、本届出に「登記事項証明書3部（2部はコピー）」を添付して提出することとなりました。

平成24年3月31日以前	平成24年4月1日以降
(添付書類なし)	・社員総会の議事録の謄本(写し) ・変更後の定款3部 (登記事項の変更を伴う場合、登記終了後遅滞なく「定款の変更の登記終了提出書」と「登記事項証明書」を提出)

- 事務報告書等の備え置き及び閲覧に関する変更**（法第28条）  
 開示書類として最新の役員名簿が追加され、また、従たる事務所においても情報開示を行うこととなりました。

	平成24年3月31日以前に開始した事業年度に係る事業報告書等	平成24年4月1日以降に開始する事業年度に係る事業報告書等
主たる事務所	・事業報告書等 ・定款等	・事業報告書等 ・定款等 ・最新の役員名簿
従たる事務所	(備え置き・閲覧書類なし)	・事業報告書等 ・定款等 ・最新の役員名簿

- 役員の変更等届出書の添付書類の追加**（法第23条）  
 本届出は、役員の氏名、住所等の変更があった場合、新たに役員に就任した場合、再任・任期満了・辞任・解任・死亡の場合に提出するものですが、今回の改正で届出書の添付書類として、新たに「変更後の役員名簿」が追加されました。

平成24年3月31日以前	平成24年4月1日以降
役員が新たに就任した場合 ・当該役員の就任承諾及び誓約書の謄本(写し) ・当該役員の住所又は居所を証する書面	・変更後の役員名簿(3部) 役員が新たに就任した場合 ・当該役員の就任承諾及び誓約書の謄本(写し) ・当該役員の住所又は居所を証する書面

- 会計の明確化**  
 会計書類のうち「収支計画書」が「活動計算書」に変更されたことで、記載方法や勘定科目例等について「NPO法人会計基準」をベースに、会計の明確化を図られることとなりました。  
 詳細につきましては、特定非営利活動法人の手引「管理・運営編」（平成24年4月）のP5～16をご覧ください。

**参考サイト**

- 内閣府 NPO ホームページ（内閣府） <https://www.npo-homepage.go.jp/>
- 北海道のNPO・協働（北海道） <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo-kyoudou.htm>
- みんなで使おう！NPO 法人会計基準（NPO 法人会計基準協議会） <http://www.npokaikijun.jp/>

# センターインフォメーション

## ◆ 講座受講者募集等のご案内

### ●NPO 法人設立基礎講座●

「市民活動の基礎からNPO法人設立までを一緒に学びませんか」

コミュニティづくりやボランティア活動、NPOなどの市民活動に関心のある方やNPO法人設立を考えている方などを対象に「NPO法人設立基礎講座」を開催します。

本講座は、市民活動の基本的な知識からNPO法人設立に必要な手続きや申請書類等について学びます。

■日 時：平成24年10月2日（火）14:00～16:00  
平成24年12月8日（土）14:00～16:00  
平成25年 3月7日（木）18:00～21:00  
◎各日程同一内容です。ご都合の合う日程でお申し込み下さい。

■場 所：「かでる2・7」（札幌市中央区北2条西7丁目）1040会議室

■内 容：講義  
「NPOの基礎知識とNPO法人設立に必要な要件や申請手順のポイント」  
講師 東田 秀美さん  
（NPO法人旧小熊郵便倶楽部理事長）

■参加料：300円

■定 員：30名（先着順とします）

■対象者：市民活動に関心のある方  
市民活動実践者  
NPO法人設立を考えている方

■主 催：道立市民活動促進センター

### ●協働促進講座●

「コミュニティ・レストランを通して協働を考える」

これまで地域社会の運営は行政が中心となって行なわれてきましたが、近年「行政への住民参加」や「新しい公共」、「協働」というキーワードが政策の中に出てくるようになり、地域社会の運営には市民参加は不可欠になっています。

コミュニティ・レストランは、食を核にしたコミュニティづくりの拠点として全国に広がっています。道内でも石狩や檜山、後志、胆振、十勝、釧路管内などに20カ所以上で運営されており、それぞれ高齢者や子育て、就労支援、地産地消などの地域の課題解決に一役買っています。

この講座では、コミュニティ・レストランの提唱者であるNPO法人NPO研修・情報センター代表理事の世古一穂さんを迎え、全国各地の事例を基に「協働」について考えます。

■日 時：平成24年8月30日（木）13:30～16:30

■場 所：「かでる2・7」（札幌市中央区北2条西7丁目）510会議室

■内 容：・ワークショップ型講演  
「新しい公共を拓く参加と協働のデザイン」  
・コミュニティ・レストラン～協働の事例紹介  
講師 世古 一穂さん  
（NPO法人NPO研修・情報センター代表理事）

■参加料：1,000円

■定 員：30名（先着順とします）

■対象者：市民活動団体に活動している方  
市民活動に関心のある方  
市民活動を担当している市町村職員

■主 催：道立市民活動促進センター

※ 掲載の講座の詳細、申込書等につきましては、当センターのホームページをご参照下さい。  
<http://www.do-shiminkatsudo.jp>

当センターでは、市民活動に関する疑問・質問に相談員がお答えしています。

「NPOって何ですか?」「ボランティア募集の情報を知りたい」「助成金に関する情報を得るにはどうしたらいいの?」「市民活動団体の運営についてアドバイスを受けたい」「現在の活動団体をNPO法人化したい」など市民活動に関わる相談にお応えします。

来館または電話、FAX、メールなどで、お気軽にご相談下さい。

・TEL：011-261-4440  
・FAX：011-251-6789  
・E-mail：center@do-shiminkatsudo.jp

「北海道市民活動団体情報提供システム」がリニューアルしました。

北海道が運営し、当センターのホームページ上で情報提供しています「北海道市民活動団体情報提供システム」では、皆様からご登録いただいた市民活動団体の詳細情報に加えて、道内のNPO法人の基本情報（定款、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書／収支計算書など）が閲覧できるようになりました。

団体名、活動分野、地域別で検索できます。

今回の掲載情報以外にも助成金情報や北海道庁からの役立つ情報なども随時更新中です。ぜひアクセスして下さい。ご不明な点などお気軽にお問い合わせください。

◎ 北海道立市民活動促進センターのホームページ  
<http://www.do-shiminkatsudo.jp/>